第１章　計画について

１　策定の背景

本市では，平成１７年度から平成２６年度までの１０年間にわたり，子育て支援施策を総合的，計画的に推進するため「旭川市次世代育成支援行動計画」を策定し，各種施策の着実な実施に取り組んできました。

その後，平成２４年に制定した「旭川市子ども条例」に基づき，こども[1]が健やかに育つ環境を整えるため，平成２７年に第１期となる「旭川市子ども・子育てプラン」を，令和２年には「第２期旭川市子ども・子育てプラン」を策定しました。これらの計画を通じて，保育所の待機児童ゼロの実現，病児・病後児保育や産後ケア事業の推進など，仕事と子育てが両立できる環境づくりに取り組んできました。また，幼児教育・保育の無償化，子ども医療費助成，給付型奨学金の創設など，子育て世帯の経済的負担を軽減する施策も進めてきました。

しかし，社会環境の変化に伴う新たな課題もあり，子育て支援施策のさらなる充実が必要とされています。

少子化によるこどもの総数の減少が進む一方で，児童虐待やいじめ，不登校，こどもの貧困といった社会問題が深刻化していますが，その背景には「こどもの人権」に対する意識が十分に浸透していないことや「こどもの最善の利益」が十分に確保されていない状況があるとされています。こうした課題に対応するため，令和５年４月１日に「こども基本法」が施行されました。さらに，こども基本法に基づき，国はこども政策を総合的に推進する基本方針として「こども大綱」を策定し，令和５年１２月２２日に閣議決定しました。こども基本法では，市町村においても，「こども大綱」や都道府県が策定する「都道府県こども計画」を踏まえ，「市町村こども計画」を策定することが期待されています。

こうした状況を受け，本市では，令和７年３月末で現行の「第２期旭川市子ども・子育てプラン」が終了することから，新たな計画として「こども基本法」が掲げる「すべての子どもや若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる『こどもまんなか社会』の実現」を目指し，「旭川市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

[1] こども基本法に基づき，計画内は「こども」（ひらがな）の表記に統一するが，子ども条例や子ども・子育てプランなど名称として「子ども」（子が漢字）となっているものについては，そのとおりの表記とする。

2　計画の位置付け

本計画は，こども基本法及びこども大綱に基づく「市町村こども計画」であり，旭川市子ども条例における本市が進めるこどもが健やかに育つ環境づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

また，次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び子ども・子育て推進法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」並びにこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」，また，今般のこども大綱が従来の子供・若者育成支援大綱及び少子化大綱を包含したものであることから，本市のこども計画においてもその内容を勘案したものとなります。

なお，本計画は「第８次旭川市総合計画」におけるこども・子育て施策を推進するための分野別の個別計画であり，「あさひかわ男女共同参画基本計画」や「旭川市地域福祉計画」など関連する他の計画と連携・調和を図りながら，本市のこども・子育て支援施策を総合的に推進していきます。

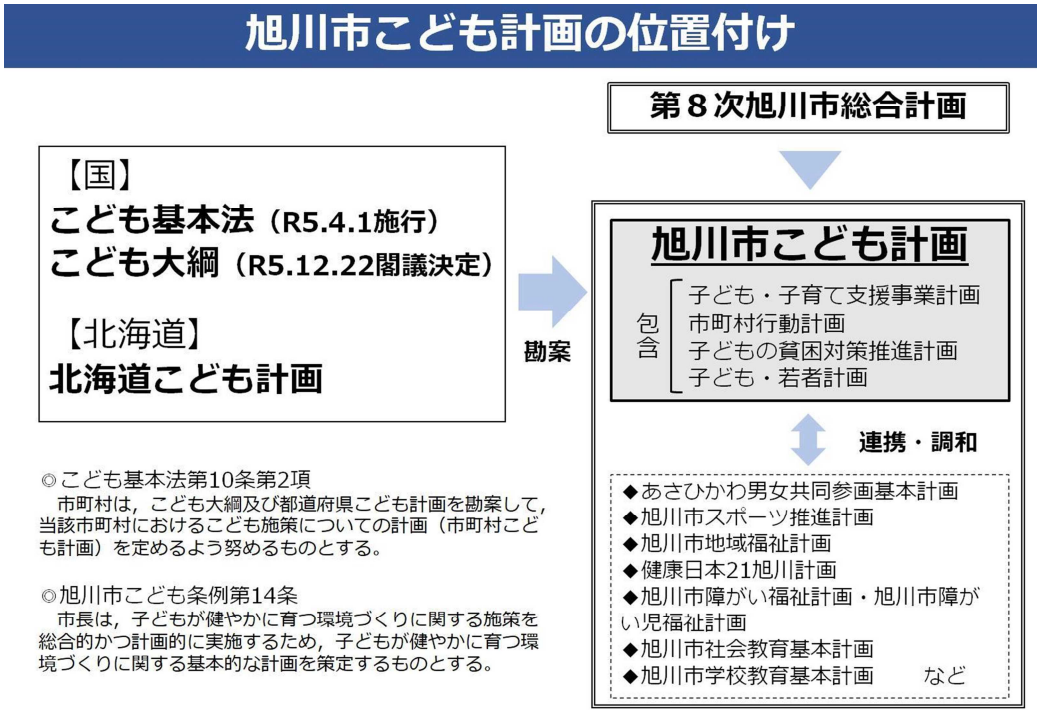

3　計画期間

本計画は，令和７年度から令和１１年度までの５年間を計画期間とします。

なお，社会・経済情勢の変化やこども及び子育て家庭を取り巻く状況の変化，教育・保育需要の変化など，必要に応じて計画内容の見直しを行います。

4　計画の対象

こども基本法において「こども」とは，心身の発達の過程にある者とされており，こども大綱においても，１８ 歳や ２０ 歳といった特定の年齢で必要なサポートが途切れることなく継続して支援を行い，こどもや若者がライフステージごとにそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるようにすることが目的とされています。

そのため，本計画では，妊娠前から妊娠期，出産，乳幼児期から青年期までの年齢層及び子育て当事者を計画の対象とします。

なお，青年期については，概ね３０歳未満としますが事業によっては４０歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

5　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の推進

平成２７（２０１５）年９月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」（以下「ＳＤＧｓ」という。）の推進に当たり策定された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）実施指針」（令和５年１２月１９日改定）では，地方自治体に期待される役割として，様々な計画にＳＤＧｓの要素を反映することとともに官民連携による地域課題の解決をより一層推進することとされています。
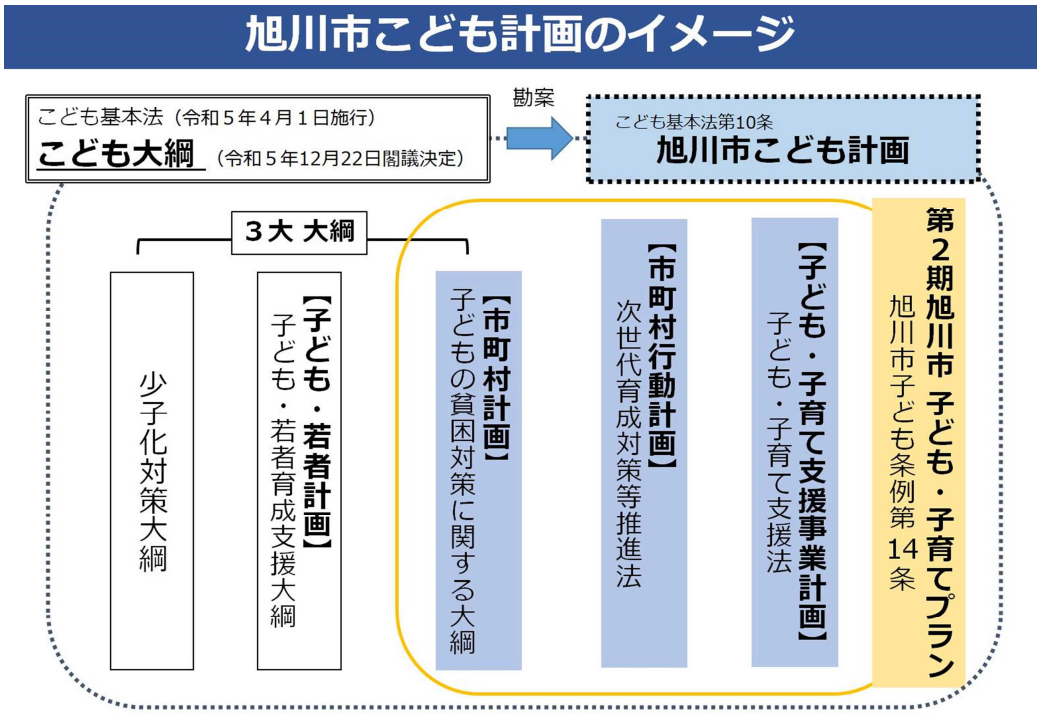
また，本市の市政運営における最上位計画である「第８次旭川市総合計画基本計画（令和５年１２月改定版）」（以下「総合計画」という。）においても総合計画に基づく各基本政策とＳＤＧｓにおける１７の目標との関係性を整理していることから，本計画の個別施策においても関連するＳＤＧｓを示すこととします。